

令和5年度 集団指導

～障害児系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 安全計画の策定および
送迎の安全対策について
- 2 児童指導員等加配加算について
- 3 関係法令等

1 安全計画の策定および 送迎の安全対策について

令和6年4月1日から
義務化されます！！

所在確認については、既に義務です。

安全に関する事項についての計画 (安全計画) 策定の流れ

安全計画を周知する

従業者の方、保護者の方等へ。

安全計画を策定する

各年度において、当該年度が始まる前に、
取組の年間スケジュールを定めてください。

安全計画のとおり
取組を実施する

研修や訓練を定期的 to 実施し、
記録に残しましょう。

定期的に見直す

必要に応じて変更してください。

安全計画に盛り込むべき内容

事業所内のみならず、公園や送迎車等の定期的に利用する場所も含まれます。

- ◆ 事業所等の設備の安全点検の実施に関すること
- ◆ 安全確保ができるために行う指導に関すること
- ◆ 安全確保に係る取組等を確実にを行うための従業者への研修や訓練に関すること

既になされている安全点検やマニュアルの策定等を計画に含めることもできます。

地域や事業所の特性に応じた安全対策を実施できるよう計画してください。

送迎の安全対策について

園外活動や普段利用しない時間に使用する場合も含まれます。

チェックリストや電子機器等で確認したことを記録に残しましょう。

- ◆ 通園等で自動車を使用する場合は、乗降時に所在確認をすること
- ◆ 日常的に自動車を運行する場合は、安全装置を用いて所在確認を行うこと

対象車：運転席を含む座席が2列以下を除く全ての自動車

レンタカーや契約車両等の所有していない車も含まれます。

対象車両であるかの判断に迷った場合は、指定機関に相談してください。

設置すべき安全装置

令和4年12月20日

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」

降車時確認式

自動検知式

共通の要件

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報

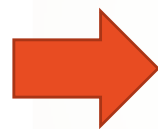


車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止



確認が一定時間行われなかった場合、更に、車外向けに警報

自動検知式の装置



共通の要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

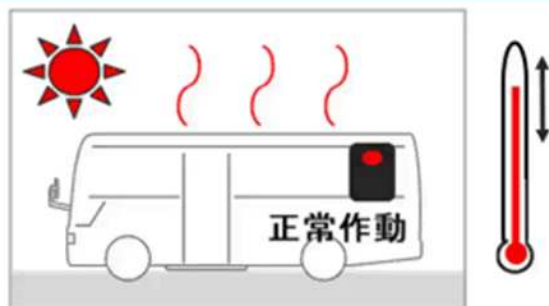
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

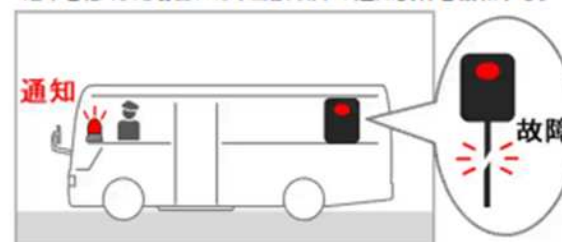


- ③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



2 児童指導員等加配加算について

対象：児童発達支援 および 放課後等デイサービス

児童指導員等加配加算の算定要件

基準人員

+

加配人員
常勤換算 1 名以上

理学療法士等...理学療法士、作業療法士、
言語聴覚士、保育士等

児童指導員等...児童指導員等

その他従業者... および 以外の直接処遇職員
資格によって加算の単位が異なります。

基準人員

- ◆ 児童指導員または保育士である者
- ◆ 障害児10名までは従業者2名以上
(1名以上は常勤であること)

障害児10名を超える場合は、

5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

障害児11～15名では 3名以上

障害児16～20名では 4名以上

...



保育士



児童指導員



保育士



児童指導員

例えば、

利用定員が10名の事業所

基準人員

児童指導員等 2 名以上



A 児童指導員・常勤



B 保育士・非常勤



加配人員

常勤換算で 1 名以上

複数名の配置を合算することも可能です。



C 保育士・常勤

要件を満たしています！

ところが！ やむを得ず11名を受け入れる日があった場合

~~利用定員が10名の事業所~~

なお、定員超過は基準条例違反です。

基準人員

3名以上

児童指導員等 ~~2名以上~~



A 児童指導員・常勤



B 保育士・非常勤



C 保育士・常勤

加配人員

常勤換算で1名以上

この日の勤務時間を児童指導員等加配加算の
常勤換算に含むことができません。

加配人員の常勤換算の落とし穴...

日付	1	2	3	4	5	29	30	31	4週の 合計勤務時間	
A 児童指導員	8	8	8	8	8			8	8	8	160	} 基準人員 2名
B 保育士	5	5	5	5	5			5	5	5	100	
C 保育士	8	8	8	8	8			8	8	8	160	} 常勤換算 としては、 136 加配人員 0.85名
利用者数	9	11	10	11	10			10	11	8		
基準人員数	2	3	2	3	2			2	3	2		
加配人員数	1	0	1	0	1			1	0	1		

なお、定員超過は基準条例違反です。

定員超過は基準条例違反です。

(定員の遵守) 都条例第139号 第38条



基準は遵守しましょう。



3 關係法令等

～法令～

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

～指定基準・運営基準～

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【都条例第 139号】

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

【都規則 第167号】

～解釈通知等～

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

【障発第0330第12号】

~ 安全対策に関する省令等 ~ (1 に関すること)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

【[厚生労働省令第159号](#)】

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

~ 算定に関する基準等 ~ (2 に関すること)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に
関する基準【[厚生労働省告示第122号](#)】

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に
関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第0330第16号](#)】